

所得税・住民税の申告受付日について（勝本町）

令和7年分の所得税（国税）確定申告と住民税の申告期間が、2月16日から3月16日までとなっております。下記日程により申告受付を行いますので、必要書類を準備してお越しください。混雑を避けるため地区ごとに受付日を設定しておりますが、都合のよい日に来られてかまいません。

確定申告・住民税申告受付日程表

受付日	対象地区	受付時間	受付場所
2月16日（月）	給与・年金所得者のみ(全地区)	午前9時～午後4時	勝本庁舎 中2階 第6会議室
2月17日（火）	仲触・西戸触		
2月18日（水）	大久保触・坂本触		
2月19日（木）	片山触・新城東触		
2月20日（金）	新城西触・北触		
2月24日（火）	本宮仲触・本宮西触・ 本宮東触・本宮南触		
2月25日（水）	立石仲触・立石西触・ 立石東触・立石南触		
2月26日（木）	その他の鯨伏地区		
2月27日（金）	東触		
3月2日（月）	勝本浦全地区		
3月3日 ～3月16日	予備日(全地区)	午前9時～午後4時 (土日は除く)	

【必要なもの】

- ①「確定申告のお知らせはがき」又は「確定申告のお知らせ通知書」(国税庁・税務署から送付された人のみ)
- ②確定申告書用紙(税務署から送付された人のみ)又は住民税の申告書
- ③ **マイナンバーカード** (マイナンバーカードが無ければ**運転免許証等**又は**被保険者証等**の身元確認書類)
- ④営業・不動産などの収入がある方は、収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書等
- ⑤給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票・給与明細等
- ⑥国民健康保険税・介護保険料(源泉徴収票に記載がある方は不要)・後期高齢医療保険料・国民年金保険料・その他の社会保険料等の領収書・納付証明書・控除証明書
- ⑦生命保険料(一般分・個人年金分・介護医療分)・地震保険料の払込(控除)証明書
- ⑧障害者手帳
- ⑨医療費控除を受ける方は、医療費の領収書、医療費明細や医療費通知等 保険金等で補てんがされた場合はその金額がわかるもの ※集計には別添の医療費控除の明細書【内訳書】をご活用ください。
- ⑩農業所得関係
 - 収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書等 ※集計には裏面の収支明細書をご活用ください。
 - 営農口座通帳(R7. 1. 1～12. 31記帳分) ※未記帳部分が「おまとめ」として記帳されている人は『まとめ記帳明細表』 ○「販売年間取引実績表」・「購買年間取引実績表」(令和7年分)
 - 牛を売却された方は、肉用牛売却証明書
 - 必要経費の領収書(営農口座引落とし分以外) ○その他申告に必要と思われる資料
- ⑪漁業所得関係
 - 収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書等
 - 新造船の場合領収書、船舶備品等の領収書 ●免許申請手数料・上架料の領収書
 - 入漁料・鑑札代・監視料等の負担金 ●修繕料・燃油代等の領収書 ●その他申告に必要と思われる資料

◎申告時間短縮のため、必要経費と思われる領収書等は区分ごとに振り分けて集計してお持ちください。
また、医療費控除用の領収書は医療機関ごと、氏名ごとに分けて集計してお持ちください。

※受付時に番号札を配布し、番号順に受付をいたします。待機人数が多くなった場合は受付のみ行い、一旦お帰りいただき、受付にいただいた連絡先へお電話の上、あらためて来ていただく場合があります。